

# 除害施設設置等届に関わる手引き

担当課係名：館山市建設環境部都市計画課

下水道室 下水道管理係

電話：0470(22)3661

## I 設置等届（第6号様式）

### 1 この届出は

公共下水道処理区域内において、館山市下水道条例第7条及び第9条の定める基準に適合しない下水を継続して公共下水道に排除する際に必要な除害施設を設置するとき、その工事を始める30日前までに提出してください。

### 2 申請する人

公共下水道に流す汚水の発生する建物の所有者

### 3 申請の代行

排水設備工事を行う排水設備指定工事店が代行します。

### 4 排水設備の工事業者は

館山市下水道排水設備指定工事店に限ります。

## II 工事完了届（第7号様式）

### 1 この届出は

除害施設設置工事の完了後、3日以内に提出してください。

### 2 届出者は

除害施設設置等届を提出した者

## III 提出窓口

館山市湊465-1 鏡ヶ浦クリーンセンター

管理棟2階 下水道室 下水道管理係

## 館山市下水道条例

(除害施設の設置等の届出)

第 11 条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

## 館山市下水道条例施行規則

(除害施設の設置等の届出)

第 11 条 条例第 11 条の規定により除害施設を設置し、休止し又は廃止しようとする者は、除害施設設置等届(別記第 6 号様式)に次の各号に掲げる図書を添付して、工事着手の 30 日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 案内図(縮尺 2,500 分の 1)

(2) 配置図

建築物の位置、給水設備の位置、排水箇所等を表示する。

(3) 製造又は作業工程図

製造又は作業工程ごとの使用原材料の量、使用薬品量、使用水源の種類及び排水量を表示する。

(4) 用水と排水の系統図

(5) 除害施設の設計書

排水の時間的変動及び濃度の変化、処理方法、処理工程図、除害施設の設置設計書並びに発生汚泥等の除害物処理及び処分方法を表示する。

(6) その他市長が必要と認める図書